

第1号議案

情報システム室立ち上げに係る規程の変更について  
(案)

総務部の組織体制の変更に伴う情報システム室の設置に伴い、以下の規程の一部変更を行う。

1. 変更対象の規程

- (1) 事務局の職制及び権限に関する規程第3条に基づき定める権限表
- (2) 公印規程
- (3) 情報管理規程

2. 変更内容

別紙のとおり。

3. 施行日

2022年9月1日

以 上

【添付資料】

- 別紙1：事務局権限表
- 別紙2：事務局権限表 新旧対照表
- 別紙3：公印規程
- 別紙4：公印規程 新旧対照表
- 別紙5：情報管理規程
- 別紙6：情報管理規程 新旧対照表

※別紙5及び6は、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づき、外部秘（セキュリティ仕様等）に該当するため、非公表とする。

施行 2015年 4月 1日  
最終変更 2022年 9月 1日

## 事務局権限表

(凡例)

- ・○＝各職位の所管の範囲で決裁できる。
- ・金額＝予算の範囲内かつ各職位の所管の範囲で1件当たり表示金額（税抜）を上限に決裁できる。

(本権限表の取扱い)

- ・権限表に定めのない事項については、他の規程に定めがない限り、理事会決議を要する。
- ・権限表の定めが他の規程に抵触する場合は、他の規程を優先する。

1. 各部共通			
項目	事務局長	部長、担当部長 会計室長 情報システム室長 紛争解決対応室長 監査室長 政策調整室長	副部長 所長、マネージャー 紛争解決対応室副室長
官公庁その他に対する諸願届、報告（重要なものを除く。）	○	○ (定型的なものとして事務局長の承認を得たものまたは緊急時に限る。)	
広報及び情報公表の内容の決定（日常的な業務運営に関するものに限る。）		○	○ (既存 Web ページの軽微な更新に限る。)
機関外への連絡・依頼文書の作成及び事務に関する確認書等の締結（日常的な業務運営に関するものに限る。）	○ (各部等横断的な内容に限る。)	○	○ (軽易なものに限る。)
自動更新条項が付いた契約の更新（契約解除の場合は、その契約を締結した際の権限に依る）	○ (初回契約承認が、理事会のもの)	○ (初回契約承認が、事務局長のもの)	○ (消耗品の購入等の軽易なものに限る。)
事務局内における事務処理のための様式等の制定		○	
配下の職位及び職員に対する出張命令（海外出張を除く。）	○ (部長及び室長の出張に限る。)	○	○ (宿泊を伴わない出張に限る。)
海外出張命令	○		
書籍・雑誌の購入（定期購読契約を除く。）		10万円	

2. 総務部			
項目	事務局長	総務部長、会計室長、 情報システム室長	副部長 マネージャー
職員の異動（事務局内の所属変更に関するものに限る。）	○		
職員の募集、契約の更改その他の採用に付随する事項の決定	○		
職員研修の実施		100万円 (部長)	
健康診断、安全衛生行事の実施		○ (部長)	
各部・室への予算の配分		○ (会計室長)	
支出又は収入の原因となる契約の締結 (入札の実施を含む。)	1,000万円	500万円 (部長) (情報システム室長 (情報システムに関するものに限る。))	20万円 (消耗品の購入に限る。 総務担当のM及び情報システム室Mに限る。)
労働者派遣業務の契約の締結 (入札の実施を含む。)	1,000万円 (1人当たり)	500万円 (1人当たり) (部長)	
財産の売却（入札の実施を含む。）、固定資産の除却	100万円	50万円 (部長)	
契約金額の変更（変更後の金額が契約締結権限を有する金額を超えない場合に限る。)	○	○ (部長) (情報システム室長 (情報システムに関するものに限る。))	
会計規程第23条（予定価格）に基づく入札予定価格の決定		○ (会計室長)	
会計規程第25条（落札者の決定）に基づく入札結果の通知			○ (会計室Mに限る。)
会計・調達業務の細則に関する規程第23条（契約の公表）に基づく契約の公表			○ (会計室Mに限る。)
会計伝票処理			○ (会計室Mに限る。)
税の申告、納付		○ (会計室長)	
出納処理			○ (会計室Mに限る。)
同一経理内の預金口座の区分設定		○ (会計室長)	
余裕金等の運用を行う金融機関の選定結果の通知、公表		○ (会計室長)	○ (会計室Mに限る。)
雑費の支出	○	100万円 (部長)	
法定資格者の選任、解任		○ (部長)	

2. 総務部（続き）			
項目	事務局長	総務部長、会計室長、 情報システム室長	副部長 マネージャー
業務規程第187条（電子情報を交換するための標準規格の策定）に基づき策定する標準規格の軽微な変更		○ (情報システム室長)	
電力保安通信回線に関する総務省への諸願届			○ (情報システム室Mに限る。)

3. 企画部			
項目	事務局長	企画部長	副部長 マネージャー
請求書の発行		○	○ (容量市場関係業務に限る。)

4. 計画部			
項目	事務局長	計画部長	副部長 マネージャー
業務規程第51条（本機関の発議による計画策定プロセスの開始）第2号イに基づく計画策定プロセスの開始要件への非該当の決定		○ (技術的観点から容易に判断できる場合に限る。)	

5. 運用部				
項目	事務局長	運用部長	副部長 担当部長 マネージャー 所長	当直長
業務規程第8章（需給状況の監視）に基づく需給に関する計画の取りまとめ、公表（月間、翌日）		○ (月間)	○ (所長) (週間)	○ (週間以降)
業務規程第10章（地域間連系線の管理）に基づく運用容量・マージン・空容量の算定、公表		○ (運用容量・マージンについては月間、空容量については月間以前)	○ (所長) (週間)	○ (週間以降)
長期計画及び年間計画における運用容量、マージンの変更、公表 (長期及び年間計画の理事会決定後、広域連系系統等の作業停止計画あるいは発電計画の変更があった場合など、算定方法に変更がないものに限る。)		○		

5. 運用部（続き）				
項目	事務局長	運用部長	副部長 担当部長 マネージャー 所長	当直長
業務規程第10章（地域間連系線の管理）及び業務規程附則に基づく連系線の計画潮流並びに経過措置計画の管理、経過措置可否判定を含む送電可否判定、経過措置減少処理及び混雑処理		○		○ （翌々日～当日）
業務規程第111条（需給状況の悪化時の指示又は要請）第1項に基づく指示 （1）各一般送配電事業者への需給ひっ迫融通指示及び下げ代不足時の余剰融通指示 （2）上記（1）の融通指示を行うに際し、各一般送配電事業者への他エリアの需給改善のための調整力（電源1ヶ所気象対応調整力）の発動要請 （3）各一般送配電事業者による連系線のマージンの使用※（連系線潮流抑制のためのマージンを除く） ※業務規程第116条及び第152条			○	○ （上位者に連絡が取れない場合に限る。）
業務規程第126条（運用容量の設定）第1項に基づく、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件の公表		○ （前年度分の算出以降、利用者等からの要望による変更がない場合に限る。）		
業務規程第161条（作業停止計画の最終案の提出、承認）第3項に基づく月間作業停止計画の承認及び第168条（系統情報の公表）に基づく同計画の公表		○		
業務規程第166条（作業停止計画の変更）第3項に基づく年間作業停止計画の変更・追加の承認及び第168条（系統情報の公表）に基づく同計画の公表		○	○ （マネージャー） （当該作業により、連系線運用容量が変更にならないものに限る。）	
業務規程第166条（作業停止計画の変更）第3項に基づく月間作業停止計画の変更及び計画外作業停止の承認並びに第168条（系統情報の公表）に基づく同計画及び同計画外作業停止の公表		○	○ （マネージャー） （当該作業により、連系線運用容量が変更にならないものに限る。）	○ （事故障害時に伴う緊急作業、当日作業の延長・短縮対応など事前の調整ができないものに限る。）
業務規程第168条（系統情報の公表）に基づく作業停止の実績の公表				○
業務規程第168条（系統情報の公表）に基づく連系線及び連系線の運用容量に影響を与えた地内基幹送電線の故障状況の公表			○	○ （緊急時に限る。）

5. 運用部 (続き)				
項目	事務局長	運用部長	副部長 担当部長 マネージャー 所長	当直長
業務規程第168条(系統情報の公表)に基づく連系線の予想潮流の公表		○ (月間以前)	○ (所長) (週間)	
業務規程第180条第2項(出力抑制時の検証)に基づく出力抑制が適切であったか否かの確認及び検証(離島における出力抑制に関するものに限る。)		○		
送配電等業務指針第269条(事業者コード等の申請)及び送配電等業務指針附則(平成29年9月6日)第5条(経過措置計画コードの申請)に基づくコードの発行			○ (マネージャー)	
業務規程附則第9条第2項に基づく、供給先未定発電事業者等の計画書等の妥当性の確認		○		
関西電力送配電との広域運用センター代行業務委託契約に基づく、委託業務の開始及び終了			○ (所長)	○ (上位者に連絡が取れ い場合に限る。)

6. 再生可能エネルギー・国際部			
項目	事務局長	再生可能エネルギー・ 国際部長	マネージャー
業務規程第180条の2第3項に基づく供給促進交付金の額の決定		○	
業務規程第180条の3第3項に基づく調整交付金の額の決定		○	
入札業務規程第10条に基づく落札者の決定		○	
入札業務規程第12条に基づく落札者決定の取消し		○	
徴収等業務規程第9条に基づく納付金の額の決定		○	
積立金管理業務規程第10条に基づくFIP認定事業の解体等積立金の額の決定		○	
積立金管理業務規程第16条に基づくFIT認定事業の解体等積立金の額の決定		○	
積立金管理業務規程第19条、第20条、第27条に基づく解体等積立金の取戻し額の決定		○	
請求書の発行			○ (再生可能エネルギー 関連業務に限る。)

7. 紛争解決対応室			
項目	事務局長	紛争解決対応室長	副室長
業務規程第19章(苦情及び相談)に基づく会員等からの苦情・相談に対する回答	○	○ (軽易な調査又は調整により対応できるものに限る。)	

【参考】変更履歴

施行 平成27年 4月 1日  
 変更 平成27年 6月29日  
 変更 平成27年 9月30日  
 変更 平成28年 4月 1日  
 変更 平成29年 4月 1日  
 変更 平成29年 5月24日  
 変更 平成30年 4月 1日  
 変更 平成30年10月 1日  
 変更 2019年 4月 1日  
 変更 2021年 6月 9日  
 変更 2021年 7月 1日  
 変更 2022年 4月 1日  
 変更 2022年 7月 5日  
 変更 2022年 9月 1日

## 事務局権限表 新旧対照表

変更前				変更後			
施行 2015年 4月 1日 最終変更 2022年 7月 5日				施行 2015年 4月 1日 最終変更 2022年 9月 1日			
事務局権限表				事務局権限表			
1. 各部共通				1. 各部共通			
項目	事務局長	部長、担当部長 会計室長 紛争解決対応室長 監査室長 政策調整室長	副部長 所長、マネージャー 紛争解決対応室副室長	項目	事務局長	部長、担当部長 会計室長 情報システム室長 紛争解決対応室長 監査室長 政策調整室長	副部長 所長、マネージャー 紛争解決対応室副室長
(略)				(略)			
2. 総務部				2. 総務部			
項目	事務局長	総務部長、会計室長	副部長 マネージャー	項目	事務局長	総務部長、会計室長、 情報システム室長	副部長 マネージャー
(略)				(略)			
支出又は収入の原因となる契約の締結 (入札の実施を含む。)	1,000 万円	500 万円 (部長)	20 万円 (消耗品の購入に 限る。総務 GM 及 び 情報システム GM に限る。)	支出又は収入の原因となる契約の締結 (入札の実施を含む。)	1,000 万円	500 万円 (部長) (情報システム室長 (情報システムに関 するものに限る。))	20 万円 (消耗品の購入に 限る。総務担当の M 及び 情報システ ム室 M に限る。)
(略)				(略)			
契約金額の変更（変更後の金額が契約 締結権限を有する金額を超えない場合 に限る。）	○	○ (部長)		契約金額の変更（変更後の金額が契約 締結権限を有する金額を超えない場合 に限る。）	○	○ (部長) (情報システム室長 (情報システムに関 するものに限る。))	
(略)				(略)			
業務規程第 187 条（電子情報を交換 するための標準規格の策定）に基づき 策定する標準規格の軽微な変更		○ (部長)		業務規程第 187 条（電子情報を交換 するための標準規格の策定）に基づき 策定する標準規格の軽微な変更		○ (情報システム室長)	
電力保安通信回線に関する総務省への 諸願届			○ (情報システム G M に限る。)	電力保安通信回線に関する総務省への 諸願届			○ (情報システム室 M に限る。)
【参考】変更履歴 (略) 変更 2022年 7月 5日				【参考】変更履歴 (略) 変更 2022年 7月 5日 変更 2022年 9月 1日			

## 公印規程

平成27年5月19日施行

平成28年1月20日変更

2021年7月1日変更

2022年2月1日変更

2022年9月1日変更

### (目的)

第1条 この規程は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の公印の作成、管理等に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、公印とは、本機関が業務上作成する文書に当該文書が真正なるものであることを認証するために押捺する印章をいう。

### (公印の作成範囲)

第3条 公印は、役職印にあつては別表1に掲げる役職について、機関印にあつては別表2に掲げる組織について作成する。

### (公印の作成、改刻及び廃止)

第4条 公印の作成、改刻及び廃止は事務局長の承認を得たうえで、当該各号に定める者（以下「公印管理者」という。）が行うものとする。

- 一 理事長印及び機関印 総務部総務担当マネージャー
- 二 事務局長印 総務部事務統括担当マネージャー
- 三 前号に掲げる公印以外の公印 当該役職にある者

### (公印の寸法及び印材)

第5条 公印の寸法は、別表1に掲げる役職又は別表2に掲げる組織の区分に応じ、それぞれの表に定めるとおりとする。

2 公印の印材は、容易に摩滅し、又は腐食しない硬質のものを使用するものとする。

### (公印管理者)

第6条 公印は、次の各号に掲げる区分に応じ、公印管理者が管理するものとする。

- 2 公印管理者が不在の場合は、公印管理者が予め指定した者が管理を代行することができる。
- 3 公印管理者は、公印について損傷、紛失、盗難等の事故が生じないように、公印を金庫、キャビネットその他の施錠可能な設備に施錠して保管しなければならない。

(公印の廃止)

第7条 公印管理者は、公印の使用を廃止したときは、速やかに廃棄をしなければならない。

- 2 前項の規定により公印を廃棄するときは、公印管理者は、公印廃棄申請書（様式2）を総務部総務担当マネージャーに提出したうえで、細断の方法により、これを処分しなければならない。

(公印の使用)

第8条 公印の使用にあつては、原則として、理事会の議決事項については理事長の公印を使用することとし、「事務局の職制及び権限に関する規程」（以下「権限規程」という。）に基づく決裁事項については決裁権限者と同一の公印を使用することとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、理事会又は決裁権限者の承認を得た場合においては、権限者と異なる公印を使用することができる。
- 3 公印を使用しようとする者は、公印管理者に対し、押捺の対象となる文書とともに、次の各号の区分にしたがって、当該各号に記載の文書を提出し、公印の使用の申請をしなければならない。
  - 一 理事会の議決事項に係る文書 公印申請書（様式1）
  - 二 権限規程に基づく決裁事項に係る文書 起案書等の決裁文書
- 4 公印管理者は、前項の申請があつた場合において、理事会の議決事項に係る文書においては理事会の承認決議、又は、権限規程に基づく決裁事項に係る文書においては決裁権者の決裁があるとき（公印管理者と決裁権限者が同一の場合には、決裁することが適切と認めるとき）は、申請があつた文書に押捺する。

(印影の使用)

第9条 公印を多数の文書に押捺する必要があるときは、当該公印の印影を文書に印刷して当該公印の押捺に代えることができる。この場合においては、第8条第3項に定める権限者の承認を得る際に、予め、印刷部数及び印刷を必要とする理由を明らかにして、承認を受けなければならない。

附 則

本規程は、平成27年5月19日から施行する。

附 則（平成28年1月20日）

本規程は、平成28年1月20日から施行する。

附則（２０２１年７月１日）

本規程は、２０２１年７月１日から施行する。

附則（２０２２年２月１日）

本規程は、２０２２年２月１日から施行する。

附則（２０２２年９月１日）

本規程は、２０２２年９月１日から施行する。

以上

別表 1 (役職印)

役 職	寸法 (mm)
電力広域的運営推進機関理事長	(丸)直径 18
電力広域的運営推進機関事務局長	(丸)直径 18
電力広域的運営推進機関総務部長	(丸)直径 18
電力広域的運営推進機関企画部長	(丸)直径 18
電力広域的運営推進機関計画部長	(丸)直径 18
電力広域的運営推進機関計画部担当部長	(丸)直径 18
電力広域的運営推進機関運用部長	(丸)直径 18
電力広域的運営推進機関運用部広域運用センター所長	(丸)直径 18
電力広域的運営推進機関再生可能エネルギー・国際部長	(丸)直径 18
電力広域的運営推進機関政策調整室長	(丸)直径 18
電力広域的運営推進機関紛争解決対応室長	(丸)直径 18
電力広域的運営推進機関監査室長	(丸)直径 18
電力広域的運営推進機関情報システム室長	(丸)直径 18

別表 2 (機関印)

組 織	寸法 (mm)
電力広域的運営推進機関	30×30



様式 2

公印廃棄申請書

年 月 日

申請者		
役職印名		
使用開始日	年 月 日	
使用廃止日	年 月 日	印影
廃止理由	1. 組織の改廃 2. その他 ( )	
廃止年月日	年 月 日	
備考		

## 電力広域的運営推進機関 公印規程 新旧対照表

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)																																																						
平成 27 年 5 月 19 日施行 平成 28 年 1 月 20 日変更 2021 年 7 月 1 日変更 2022 年 2 月 1 日変更	平成 27 年 5 月 19 日施行 平成 28 年 1 月 20 日変更 2021 年 7 月 1 日変更 2022 年 2 月 1 日変更 <u>2022 年 9 月 1 日変更</u>																																																						
(新設)	附則 (2022 年 9 月 1 日) <u>本規程は、2022 年 9 月 1 日から施行する。</u>																																																						
別表 1 (役職員) <table border="1" data-bbox="97 569 1397 1178"> <thead> <tr> <th>役 職</th> <th>寸法 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>電力広域的運営推進機関理事長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td>電力広域的運営推進機関事務局長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td>電力広域的運営推進機関理事長総務部長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td>電力広域的運営推進機関理事長企画部長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td>電力広域的運営推進機関理事長計画部長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td>電力広域的運営推進機関理事長計画部担当部長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td>電力広域的運営推進機関理事長運用部長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td>電力広域的運営推進機関理事長運用部広域運用センター所長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td>電力広域的運営推進機関理事長再生可能エネルギー・国際部長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td>電力広域的運営推進機関理事長政策調整室長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td>電力広域的運営推進機関理事長紛争解決対応室長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td>電力広域的運営推進機関理事長監査室長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> </tbody> </table>	役 職	寸法 (mm)	電力広域的運営推進機関理事長	(丸) 直径 18	電力広域的運営推進機関事務局長	(丸) 直径 18	電力広域的運営推進機関理事長総務部長	(丸) 直径 18	電力広域的運営推進機関理事長企画部長	(丸) 直径 18	電力広域的運営推進機関理事長計画部長	(丸) 直径 18	電力広域的運営推進機関理事長計画部担当部長	(丸) 直径 18	電力広域的運営推進機関理事長運用部長	(丸) 直径 18	電力広域的運営推進機関理事長運用部広域運用センター所長	(丸) 直径 18	電力広域的運営推進機関理事長再生可能エネルギー・国際部長	(丸) 直径 18	電力広域的運営推進機関理事長政策調整室長	(丸) 直径 18	電力広域的運営推進機関理事長紛争解決対応室長	(丸) 直径 18	電力広域的運営推進機関理事長監査室長	(丸) 直径 18	別表 1 (役職員) <table border="1" data-bbox="1492 569 2792 1224"> <thead> <tr> <th>役 職</th> <th>寸法 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>電力広域的運営推進機関理事長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td>電力広域的運営推進機関事務局長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td>電力広域的運営推進機関総務部長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td>電力広域的運営推進機関企画部長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td>電力広域的運営推進機関計画部長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td>電力広域的運営推進機関計画部担当部長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td>電力広域的運営推進機関運用部長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td>電力広域的運営推進機関運用部広域運用センター所長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td>電力広域的運営推進機関再生可能エネルギー・国際部長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td>電力広域的運営推進機関政策調整室長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td>電力広域的運営推進機関紛争解決対応室長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td>電力広域的運営推進機関監査室長</td><td>(丸) 直径 18</td></tr> <tr><td><u>電力広域的運営推進機関情報システム室長</u></td><td><u>(丸) 直径 18</u></td></tr> </tbody> </table>	役 職	寸法 (mm)	電力広域的運営推進機関理事長	(丸) 直径 18	電力広域的運営推進機関事務局長	(丸) 直径 18	電力広域的運営推進機関総務部長	(丸) 直径 18	電力広域的運営推進機関企画部長	(丸) 直径 18	電力広域的運営推進機関計画部長	(丸) 直径 18	電力広域的運営推進機関計画部担当部長	(丸) 直径 18	電力広域的運営推進機関運用部長	(丸) 直径 18	電力広域的運営推進機関運用部広域運用センター所長	(丸) 直径 18	電力広域的運営推進機関再生可能エネルギー・国際部長	(丸) 直径 18	電力広域的運営推進機関政策調整室長	(丸) 直径 18	電力広域的運営推進機関紛争解決対応室長	(丸) 直径 18	電力広域的運営推進機関監査室長	(丸) 直径 18	<u>電力広域的運営推進機関情報システム室長</u>	<u>(丸) 直径 18</u>
役 職	寸法 (mm)																																																						
電力広域的運営推進機関理事長	(丸) 直径 18																																																						
電力広域的運営推進機関事務局長	(丸) 直径 18																																																						
電力広域的運営推進機関理事長総務部長	(丸) 直径 18																																																						
電力広域的運営推進機関理事長企画部長	(丸) 直径 18																																																						
電力広域的運営推進機関理事長計画部長	(丸) 直径 18																																																						
電力広域的運営推進機関理事長計画部担当部長	(丸) 直径 18																																																						
電力広域的運営推進機関理事長運用部長	(丸) 直径 18																																																						
電力広域的運営推進機関理事長運用部広域運用センター所長	(丸) 直径 18																																																						
電力広域的運営推進機関理事長再生可能エネルギー・国際部長	(丸) 直径 18																																																						
電力広域的運営推進機関理事長政策調整室長	(丸) 直径 18																																																						
電力広域的運営推進機関理事長紛争解決対応室長	(丸) 直径 18																																																						
電力広域的運営推進機関理事長監査室長	(丸) 直径 18																																																						
役 職	寸法 (mm)																																																						
電力広域的運営推進機関理事長	(丸) 直径 18																																																						
電力広域的運営推進機関事務局長	(丸) 直径 18																																																						
電力広域的運営推進機関総務部長	(丸) 直径 18																																																						
電力広域的運営推進機関企画部長	(丸) 直径 18																																																						
電力広域的運営推進機関計画部長	(丸) 直径 18																																																						
電力広域的運営推進機関計画部担当部長	(丸) 直径 18																																																						
電力広域的運営推進機関運用部長	(丸) 直径 18																																																						
電力広域的運営推進機関運用部広域運用センター所長	(丸) 直径 18																																																						
電力広域的運営推進機関再生可能エネルギー・国際部長	(丸) 直径 18																																																						
電力広域的運営推進機関政策調整室長	(丸) 直径 18																																																						
電力広域的運営推進機関紛争解決対応室長	(丸) 直径 18																																																						
電力広域的運営推進機関監査室長	(丸) 直径 18																																																						
<u>電力広域的運営推進機関情報システム室長</u>	<u>(丸) 直径 18</u>																																																						